

人材紹介基本契約書

株式会社 ○○○ (以下「甲」という) と株式会社 弘染塾 (以下「乙」という) は、甲からの依頼に基づき乙が甲に人材を紹介するに当たり、その基本条件について次の通り (以下「本契約」という。) する

第1条 (目的)

甲は、乙に対し、甲の必要とする人材の採用のため、人材の紹介を依頼し、乙はこれを承諾した。

第2条 (紹介の内容)

甲が依頼した職位、職務要件等の人材求人情報に基づき、乙は、該当する候補の人材を求め、甲の求める要件に該当した者 (以下「丙」という。) に対するコンサルテーションを実施した上で、甲に紹介する。

第3条 (選考内容)

甲は、丙を選考し、適当と認めた場合には、自らの求人条件等に基づき採用する。この場合、乙は甲に必要なアドバイスを行う等、採用選考の支援を行う。

第4条 (対価の支払および時期)

- 1 甲が、丙を採用し、丙が入社に至った場合、甲は、乙に対し、人材紹介の対価としてコンサルテーション料およびその消費税相当額を支払う。
コンサルテーション料とは、甲が丙との間で合意した理論年収にコンサルテーション料率を生じた金額をいう。コンサルテーション料率は、一律 30%とする。

- 2 前項における理論年収は、以下に基づいて算出する。
理論年収＝月額固定給×12ヶ月＋賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数
月額固定給＝基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当＋その他諸手当
年俸制の場合は、年俸額＝理論年収
通勤交通費、時間外・休日・深夜労働手当等の割増賃金は月額固定給に含まない。ただし、割増賃金を一律に支給する場合、一律に支給する金額は月額固定給を含む。
前項の場合、甲および乙は、丙の氏名、採用日、初年度理論年収、紹介の対価の額等必要な事項を別途の人材紹介確認書により確認する。
- 3 丙が、甲の責に帰すべき事由により退職に至った場合、乙は一旦受領した前項の対価を返却しない。
- 5 丙が、丙の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、乙は丙が入社した日から1ヶ月以内は、第1項に定める対価の8割の金額を、3ヶ月以内は5割の金額を甲へ返却する。
- 6 甲は、第1項に定める対価およびその消費税相当額を、乙の指定する銀行口座に振込みにより支払う。この場合、振込手数料は甲の負担とし、支払期限は、丙が入社した日の翌月末日とする。

第5条 (労働条件の明示と確認)

甲は、丙の採用を決定した場合には、丙が入社するにあたって労働基準法第15条に基づく労働条件明示書を乙に交付する。明示書の書式は、別紙「雇用条件通知書」または「内定通知書」によるものとする。この場合、乙はその内容を確認した上で、丙に明示書を交付する。なお、甲は、丙との間で明示書の内容に基づいた雇用契約を別途締結しなければならない。

第6条 (情報の守秘義務)

甲は丙（採用に至らなかった者も含む。）に関する個人情報、乙は本業務の遂行に関して得られた甲に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏洩してはならず、相互に守秘義務を負う。

第7条 (反社会的勢力との関係)

乙は、現在および将来において、次の各号に掲げる事項を表明し保証する。

- 1 乙の役員または実質的に経営権を有する者（以下「乙の役員等」という。）および従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に属していないこと。
- 2 乙が、反社会的勢力により、その事業活動を支配されていないこと。
- 3 乙もしくは乙の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を提供し、もしくは便宜の供与を受ける等の関係を有していないこと。
- 4 前各号のほか、乙の役員等または従業員が、反社会的勢力と関係を有することによって、社会的に非難されることがないこと。

第8条 (契約に定めのない事項等の取扱い)

甲および乙は、この契約に定めのない事項または解釈上の疑義を生じた場合、甲乙双方協議のうえ、決定する。

第9条 (有効期間)

この契約書の有効期間は、本契約締結日から1年とする。ただし、契約有効期間満了の1ヶ月前までに甲乙異議のないときは、さらに同一条件で同一期間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

第10条 (修正制限)

本契約は、書面によって、かつ各当事者を代表する正当な権限ある者によって正当に記名押印されたものを除き、いかなる修正変更も有効ではなく、各当事者を拘束しない。

第11条 (裁判管轄)

本契約に関して紛争が生じたときは、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として、本契約書を2通作成し、甲、乙記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

2021年 月 日

甲 住所 〒

印

乙 住所 〒540-0027

大阪市中央区錦屋町2丁目3-7 キャナルコート 錦屋町1006号室

株式会社 弘染塾代表取締役 中本 昌樹 印